



資料編

資料編

1 袋井市高齢者保健福祉計画等推進委員会からの答申

令和6年2月13日

袋井市長 大場規之様

袋井市高齢者保健福祉計画等推進委員会
委員長 村松尚

袋井市長寿しあわせ計画(第10次袋井市高齢者保健福祉計画・
第9期袋井市介護保険事業計画)(案)について(答申)

令和6年2月6日付け袋長地第302号で諮問のありました「袋井市長寿しあわせ計画(第10次袋井市高齢者保健福祉計画・第9期袋井市介護保険事業計画)(案)」について、慎重に審議した結果、原案のとおり承認いたします。

なお、答申にあたり次の意見を付します。

- 1 医療と介護のニーズが高まる85歳以上人口が急増する一方、高齢者を支える専門職が減少する今後を見据え、総合健康センターと地域包括支援センターが連携して、地域住民や専門職、民間企業やNPOなど様々な力を結集し、「地域包括ケアシステム」の一層の充実を図り、計画の基本理念である「全ての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で、健やかに自分らしく暮らせる長寿社会」の実現に向けて最大限の努力をしてください。
- 2 コミュニティセンターや公会堂などの身近な場において、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職などが関り、若い世代からの健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着を促し、生活習慣病予防から介護予防まで実効性の高い取組につながるよう推進してください。
- 3 「総合相談窓口」は本市の高齢者施策における市民のセーフティーネットとして、大きな役割を果たしています。市民の幅広く複雑な困りごとなどに対応できるよう、多職種による安定的な職員体制を構築するとともに、広く市民に周知を図り、早い段階で相談や支援につながるよう関係者と連携を深め、身近で気軽に相談できる相談窓口の充実に努めてください。

- 4 日常的な生活の困りごとなど地域の課題の共有や、支え合いの仕組みづくりと、担い手の育成に対して、まちづくり協議会をはじめとする地域活動団体や行政が組織横断的に取り組むとともに、高齢者の知識や経験を活かして、社会的役割を担うことで、生きがいや介護予防につながるよう、高齢者が地域活動に積極的に参加できる仕組みづくりや新たなことにチャレンジできる場づくりを推進してください。
- 5 認知症に対する正しい理解と、認知症への備えや早期発見の大切さを啓発するとともに、認知症になっても本人や家族が希望する場所で安心して生活できるよう、相談先の周知や社会参加できる仕組みづくりを推進し、認知症の方にやさしい地域づくりに取り組んでください。
- 6 医療と介護の両方のニーズを必要とする高齢者が、住み慣れた場所で継続して日常生活を送ることができるよう、在宅医療と介護を支える多職種連携を高め、医療と介護サービスが切れ目なく提供される体制づくりに取り組んでください。
- 7 近年の自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害時において、地域と行政、介護事業所などが連携して支援する体制を構築するとともに、感染症が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業者に対し、必要な助言や援助を行ってください。
- 8 高齢者の増加やサービスの充実に伴い、利用対象者の増加が見込まれることから、費用が上昇するのはやむを得ませんが、介護保険料の負担は高齢者の生活に大きくかわることから、保険料の上昇を抑えるため、できるだけ要介護状態になることなく自立した生活を送れるよう介護予防の取組を推進するとともに、サービスを必要とする方が真に必要なとする過不足のないサービスを適切に提供できるよう介護給付の適正化を図り、介護保険事業の安定的な運営が図られるよう努めてください。
- 9 本計画の推進にあたっては、その実効性を高めるため、毎年、計画の進行管理を実施するとともに、計画や事業の効果が最大限発揮されるよう、多様な手法により、効果的な情報発信に努めてください。

以上

2 委員名簿

■ 袋井市高齢者保健福祉計画等推進委員会

(敬称略)

	選出区分	氏名	団体名等
委員長	保健、医療及び福祉関係 団体に属する者	村松 尚	袋井市社会福祉協議会
副委員長	学識経験者	内田 全城	常葉大学健康科学部准教授
委員	地域住民及び 介護保険の被保険者	田中 克周	方丈自治会連合会
委員		丸山 秀美	NPO法人ふぁみりあネット
委員		江川 唯姫子	介護相談員
委員		鈴木 あさ子	シニアクラブ袋井市
委員		永田 進	袋井・森地域シルバー人材センター
委員		近藤 郁子	介護者経験者（第2号被保険者）
委員		保健、医療及び 福祉関係団体に 属する者	大場 順子
委員	鈴木 ひろ江		健康運動指導士
委員	小野 七生		袋井市医師会
委員	富田 貴之		磐周歯科医師会
委員	内田 正春		民生委員・児童委員協議会
委員	小倉 剛		袋井ゆうあいの里

3 長寿しあわせ計画の策定経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和4年12月	高齢者の生活と意識に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者、要支援認定者、事業対象者：2,800人 ・要介護認定者：800人
令和5年6月26日	第1回高齢者保健福祉計画等推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・正副委員長選出 ・長寿しあわせ計画の策定について ・袋井市の高齢者の状況について ・高齢者の生活と意識に関する調査結果について
令和5年7月26日	市議会民生文教委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿しあわせ計画の策定について ・高齢者の生活と意識に関する調査結果について
令和5年9月29日	第2回高齢者保健福祉計画等推進委員会	長寿しあわせ計画（素案）の協議
令和5年10月25日	市議会民生文教委員会	長寿しあわせ計画（素案）の協議
令和5年11月6日	市議会全員協議会	長寿しあわせ計画（素案）の協議
令和5年11月13日 ～令和5年12月15日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・総合健康センター（1階） ・情報公開コーナー（市役所2階） ・浅羽支所市民ロビー（1階）
令和6年1月24日	市議会民生文教委員会	介護保険料（案）の報告
令和6年2月2日	市議会全員協議会	介護保険料（案）の報告
令和6年2月6日	諮問 第3回高齢者保健福祉計画等推進委員会	計画（最終案）の審議
令和6年2月13日	答申	
令和6年3月4日	市議会民生文教委員会	計画（最終案）の報告

4 袋井市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 108 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日条例第 7 号
平成 20 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 21 年 3 月 31 日条例第 13 号
平成 27 年 3 月 31 日条例第 2 号

袋井市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例

(設置)

第 1 条 袋井市は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく袋井市高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく袋井市介護保険事業計画の策定、見直し及び推進に当たり、市民及び保健、医療、福祉等の専門的な立場からの意見を反映させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、袋井市高齢者保健福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。

2 前項に掲げるもののほか、委員会は次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。
- (2) 高齢者の保健、福祉及び介護保険の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民及び介護保険の被保険者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が未決定の場合は、市長が招集することができる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合健康センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

5 用語解説

あ行

■ ICT

“Information and Communication Technology”の略。コンピュータ技術の活用を意味する。ITと同義であるが、ITがインターネットの技術であるのに対して、ICTは「人と人」、「人とモノ」の情報伝達といったコミュニケーションが強調される。

■ アセスメント

介護過程の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知り、それが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認し、課題（ニーズ）を明らかにすること。

■ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

人生の最終段階において、医療やケア等について患者と医師、家族等と話し合いを行う過程のことをいう。愛称として「人生会議」と呼ばれている。

■ ADL（日常生活動作）

“Activities of Daily Living”の略。日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のこと。

■ オーラルフレイル（口腔機能の衰え）

嚙んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えること。

か行

■ 介護給付適正化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するよう促すことである。

■ 介護予防

介護を必要とする状態をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして今は介護が必要でもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

■ かかりつけ医

健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

■ 協議体

行政、生活支援コーディネーター、地域の関係者、サービス提供事業者等様々な主体の参画により、地域の課題やニーズ等の定期的な情報共有及び連携協働によるサービスや資源開発等を推進していくための核となるネットワーク。市町村レベルの第1層と日常生活圏域レベルの第2層がある。

■ 居宅サービス

要支援、要介護の人が自宅で生活を続けながら受けられる介護サービス。

■ 救急医療情報キット

かかりつけ医や持病等の医療情報、診察券（写し）、健康保険証（写し）、緊急連絡先等を専用の容器に入れて、緊急時や災害時に備えるもの。

■ ケアプラン

居宅サービス計画。要介護認定者の心身の状況やおかれている環境、本人や家族の希望等を踏まえ、課題、目標、サービスの内容について決めるもの。

■ ケアマネジメント

要介護認定者に対し、一人ひとりのニーズや状態に即して、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが、総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能で、介護保険制度で位置づけられている。

■ ケアマネジャー（介護支援専門員）

ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省省令で定められた専門家。要介護認定者にどのような介護が必要か検討し、支給限度額を目安に、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービス利用について事業所と調整を行い、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

■ ゲートキーパー

身近な人の「異変に気づき」、「話を聴き」、「必要な支援につなげ」、「見守る」人のことを指す。

■ 高齢社会白書

高齢社会対策基本法に基づき、平成8（1996）年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしているもの。

■ 国保データベースシステム（KDB）

国民健康保険団体連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効果的・効率的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

袋井市

■ 国民健康保険団体連合会

国保連と略される。国保連の介護保険関連の事業としては、①保険者から委託を受けて行う居宅介護サービス費等の請求に関する審査及び支払い、②指定居宅サービス等の質の向上に関する調査及び事業者等への必要な指導、③保険者からの委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収、④指定居宅サービス及び指定居宅介護支援事業、介護保険施設の運営、その他介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる。

さ行

■ サルコペニア

筋力や身体能力が低下すること。加齢による原因と、不活動や低栄養、疾患が原因によるものに分類される。

■ 施設サービス

要介護認定で要介護1から5の認定を受けた人が、介護保険法で定められた施設にて利用できるサービス。

■ 若年性認知症

従来から言われてきた40歳から64歳に発症した初老期認知症に、18歳から39歳までに発症した若年期認知症を加えた認知症の総称。若年性認知症という独立した病気があるわけではなく、発症年齢で区分した概念であるため、認知症を引き起こしている原因は様々で、病理学的にも様々な疾患を含んでいる。

■ 縦覧点検

過去に介護給付費を支払った請求について複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うもの。

■ GPS

“Global Positioning System”の略で、「全地球測位システム」をいう。人工衛星を利用して現在位置を測定するシステムで、受信機が複数の通信衛星から電波を受信して、緯度・経度・高度などを割り出す。

■ 生活支援コーディネーター

地域において、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源を組み合わせ、多様な主体による生活支援の取組をコーディネートし、活動を推進する者。

た行

■ 第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。

■ 第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。他職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確化する。

■ 地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉の側面から高齢者を支える総合相談窓口。

保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専門員及び社会福祉士を置き、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援、権利擁護等の相談に応じる。

■ 地域密着型サービス

介護を必要とする方が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービス。サービスを利用できるのは、原則としてその事業者を指定した保険者の被保険者のみ。

■ 超高齢社会

WHO（世界保健機構）による高齢化社会の定義によると、全人口の高齢者の割合が21%を超えた場合超高齢社会となる。

な行

■ 日常生活圏域

各市町内を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定された圏域をいい、この圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込む。

袋井市

■ 認知症カフェ

認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場のこと。

■ 認知症キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画、立案を担い、講師役を務める人。

■ 認知症ケアパス

地域ごとに、認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものの。

■ 認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティア。

■ 認知症地域支援推進員

認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の方やその家族を対象とした相談業務などを行う者。

■ 認知症バリアフリー

認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で安心して普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく取組。

は行

■ ハイリスクアプローチ

健康リスクを抱えている人の中から、特に重度なリスクを持つ患者を洗い出し、その人からリスクを低下させる取組のことを指す。

■ パブリックコメント

計画や条例などを策定しようとする時に、案の段階で市民に公表し、その案に対する意見や要望などを募集して、それらを考慮しながら最終案を決定するとともに、市の考え方を合わせて公表するもの。

■ ヒアリングフレイル

聴覚機能の衰えのこと。聴覚の機能が低下することによって生じるコミュニケーションの問題や、QOL（生活の質）の低下などを含めた、身体の衰え（フレイル）の一つ。

ヒアリングフレイルを放置すると心身の活力の衰えが進み、認知症やうつ状態となるリスクが高まることが言われている。

■ 避難行動要支援者名簿

災害時に避難する際、手助けが必要な人をあらかじめ登録しておく名簿。

■ フレイル

高齢者が加齢により身体機能や認知機能が低下すること。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間の状態のこと。

■ ポピュレーションアプローチ

リスクの大きさに関わらず、集団全体に対して同一の環境整備を実施し、全体としてのリスクを低下させる取組のことを指す。

ま行

■ 看（み）取り

「看取り」とはもともとは、「病人のそばにいて世話をする」、「死期まで見守る」、「看病する」という、患者を介護する行為そのものを表す言葉だったが、最近では人生の最期（臨死期）における看取りをいうことが多くなっている。

や行

■ 要介護認定

介護保険制度のサービスを利用するためには、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要がある。認定の申請をすると、保険者の担当職員又は委託された介護支援専門員が訪問し、本人の心身の状況や置かれている環境などを調査する。その一方で、主治医にも意見書の作成を依頼し、それらの結果を基に認定審査会に審査判定を求め、保険者が要介護度を認定する。引き続き認定を受ける場合は、認定期間が終了する前に更新の申請が必要。認定期間は、原則として新規申請は6か月、更新申請は12か月。

ら行

■ リハビリテーション

介護におけるリハビリテーションは、訓練や治療を通し機能回復を目指す医療リハビリとは異なり、身体の機能を低下させず、寝たきりを防ぐことが目的である。介護保険を利用することで長期的にリハビリを利用できる。

袋井市

■ レスパイト

家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れなどを防止することが目的で、介護保険のショートステイなどが利用できない医療処置を必要とする人を一時的に医療機関に入院するサービスを指す。

■ 老々介護

65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

■ ロコモティブシンドローム（略称 ロコモ）

骨・関節・筋肉・神経系などの運動器が衰えている（衰えはじめている）状態のこと。

袋井市 長寿しあわせ計画

(第10次袋井市高齢者保健福祉計画・第9期袋井市介護保険事業計画)

令和6年3月

発 行 : 袋井市

総合健康センター 健康長寿課

住 所 〒437-0061

静岡県袋井市久能 2515 番地の1

T E L 0538-84-7534

E-mail chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

市民生活部 保険課

住 所 〒437-8666

静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

T E L 0538-44-3152

E-mail hoken@city.fukuroi.shizuoka.jp
